三　次条第一項第三号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「介護納付金調整対象需要額」という。）から第十四条第三号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「介護納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、介護納付金調整対象収入額が介護納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

2　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象需要額　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額

イ　当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とする。以下この条において同じ。）の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額

ロ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ⑴及び⑵に掲げる額の合計額に対する同号イ⑴に掲げる額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限る。）及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）の合算額

ハ　イに係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額

ニ　次項第一号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

二　後期高齢者支援金等調整対象需要額　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金（当該前期高齢者納付金の額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額）

ロ　次項第二号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

（新設）

2　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一　当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とする。以下この条において同じ。）の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額

二　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）